

# 社会教育・コミュニティ施設を 市民の手に取り戻すために 何が問題か、いま何をすべきか

2014年6月、さいたま市三橋公民館が市民サークルの推薦した俳句「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」を「公民館だより」に掲載することを拒否しました。2015年10月、さいたま市議会が市民活動支援センターの管理運営主体をNPOから市直営に戻す条例改正案を可決しました。この2つの事件は、公共施設の政治的な中立、公平、公正を口実にする市民の思想、言論、表現への不法な介入であり、決して見過ごすことのできない問題です。

## 内 容

### 報告①：九条俳句訴訟の現状と課題

久保田和志さん（「九条俳句」違憲国賠訴訟弁護団）

### 報告②：市民活動センター問題の経緯と今後

生越康治さん（さいたまNPOセンター事務局長）

### 報告③：社会教育・コミュニティ施設の管理強化問題をどう見るか

姉崎洋一さん（北海道大学名誉教授）

コメンテーター：猪瀬浩平さん（明治学院大学／見沼たんぼ福祉農園事務局長）、他

日時：2016年1月31日（日）午後1時半～4時半

会場：大宮南公民館会議室（さいたま新都心駅東口下車徒歩5分）

参加費：無料

主催：埼玉社会教育研究会

共催：「「学習の自由」と公民館」に関する教育研究団体連絡会議

問い合わせ先：安藤（090-4385-7513／vyg01436@nifty.com）